

令和 8 年 3 月市議会定例会

消 防 局

議案説明資料

(当初予算分)

目 次

【予算案件】

1	令和 8 年度消防局所管予算（案）総括表	1 頁
2	救急高度化整備事業について	2 頁
3	119 番映像通報システム導入事業について（新規）	3 頁
4	消防団活性化事業について	4 頁
5	機能別学生団員確保事業について（新規）	5 頁
6	災害対応資機材等の整備事業について	6 頁
7	消防車両等購入整備事業について	7 頁
8	富山消防署北部出張所改築事業について	8 頁
9	分団器具置場の改築事業について	10 頁

【条例案件】

10	富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	12 頁
----	--------------------------------	------

1 令和8年度 消防局所管予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円、％）

区分 予算科目(款・項・目)	令和8年度 当初予算(案) A	令和7年度 当初予算 B	対前年度比較	
			増減額 A-B	増減率 A/B
消防局 合計	5,823,177	5,843,100	△ 19,923	99.7
(款9) 消防費	5,823,177	5,843,100	△ 19,923	99.7
(項1) 消防費	5,823,177	5,843,100	△ 19,923	99.7
(目1) 常備消防費	4,376,524	4,140,413	236,111	105.7
(目2) 非常備消防費	326,446	328,391	△ 1,945	99.4
(目3) 消防施設費	1,120,207	1,374,296	△ 254,089	81.5

【職員研修費】

2 救急高度化整備事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 6, 8 3 9 千円

〔 財源内訳 一般財源 6, 8 3 9 千円 〕

(2) 事業目的

傷病者の救命効果の向上を目的とした救急高度化整備事業の一環として、救急救命士の養成を進めるもの。

(3) 事業内容

国が定める「消防力の整備指針」の基準を参考とし、救急自動車1台に救急救命士が常時1名以上乗車できるよう計画的に養成している。

今後とも市民の負託に応えるため、継続的に職員を救急救命士養成所へ約6か月間派遣し、国家資格である救急救命士の資格を取得させるもの。

(4) 養成経過及び予定

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
養成人員	3	3	3	3	3

【消防活動費】

3 119 番映像通報システム導入事業について（新規）

[消防局通信指令課]

(1) 予算額 2,453千円

財源内訳	国庫補助	1,226千円
	市債	1,000千円
	一般財源	227千円

(2) 事業目的

このシステムは、119番通報時に通報者が音声に加えて現場映像を送信することで、傷病者の状態や災害現場の詳しい状況を通信指令室で把握することが可能となる。

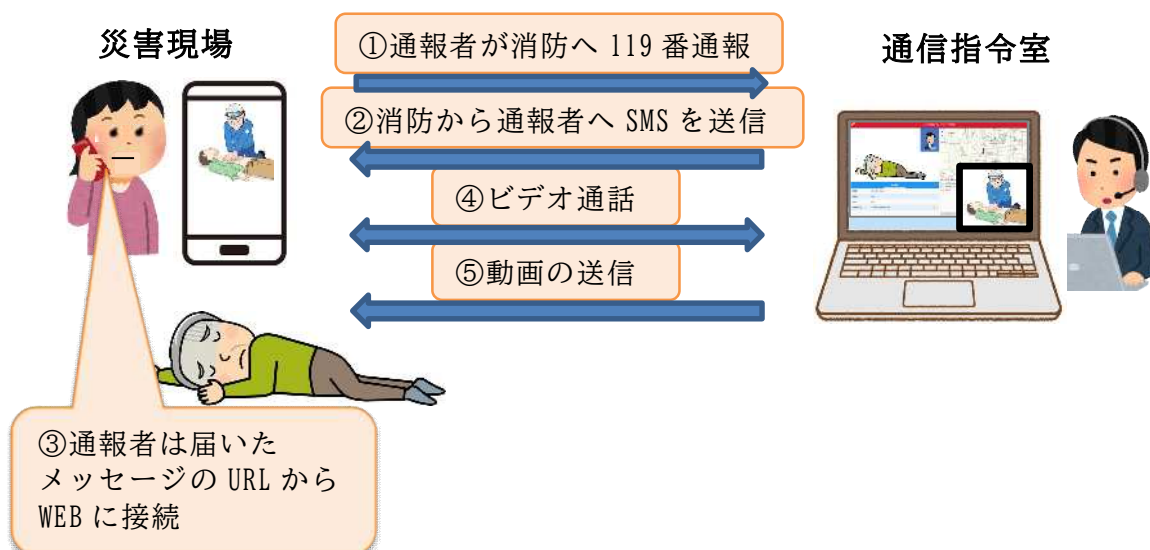
また、通信指令室から通報者に応急手当の動画を送信することで、音声による口頭指導に加え、動画を確認しながら応急手当を実施することが可能となる。

このシステムを導入することにより、効果的な消防・救急活動が可能となるほか、救命効果の向上を図る。

(3) 事業内容

119番映像通報システムの機能構築及び運用するための端末を導入し、指令台に配備する。

(4) その他（使用イメージ）



【分団運営活動費】

4 消防団活性化事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 6, 239千円

財源内訳	県補助	1, 000千円
	手数料	2, 800千円
	一般財源	2, 439千円

(2) 事業目的

ア 平成20年度から平成22年度で整備した消防団員活動服の経年劣化が著しいため、消防団員の災害現場活動の充実と安全確保を図るため、消防団員活動服を更新するもの。

イ 近年の夏季の猛暑に対応するため、女性消防団員の夏上衣（夏用の制服）について、現在、長袖のみ貸与しているが、活動中の熱中症を予防するため、半袖を整備し、消防団活動の充実と安全確保を図るもの。

(3) 事業内容

ア 5か年で消防団員活動服を全団員に整備。（5か年計画の5年目）

イ 女性消防団員に半袖の夏上衣を整備。



消防団員活動服



女性消防団員夏上衣（半袖）

【分団運営活動費】

5 機能別学生団員確保事業について（新規）

[消防局総務課]

(1) 予算額 2,980千円

財源内訳	国庫支出金	2,980千円
------	-------	---------

(2) 事業目的

消防団員の確保対策の一環として、市内の看護学生を対象に機能別学生団員を確保するもの。

(3) 事業内容

大規模災害時の避難所での応急救護活動や、平常時での救急講習のほか、消防が実施する各種イベントにおいて、看護学生が持つ知識やスキルなどの特技を生かした普及啓発活動を行うもの。

(4) イメージ



【消防車両等整備事業費】

6 災害対応用資機材等の整備事業について

[消防局警防課]

(1) 予算額 337,234千円

財源内訳	市債	203,400千円
	負担金	131,374千円
	一般財源	2,460千円

(2) 事業目的

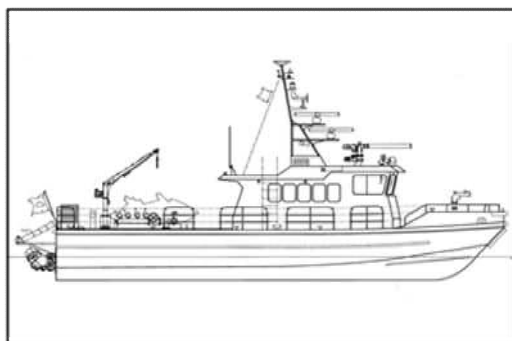
消防艇の建造（2年目）を行うもの。

(3) 事業内容

ア 消防艇建造（2年目）

イ 消防艇就航式や資格取得等の運航に係る事業

(4) イメージ



消防艇



消防艇就航式

【消防車両等整備事業費】

7 消防車両等購入整備事業について

[消防局警防課]

(1) 予算額 165,728千円

財源内訳	国庫補助	13,076千円
	市債	142,600千円
	一般財源	10,052千円

(2) 事業目的

長年の使用により老朽化している消防車両等を更新整備するもの。

(3) 事業内容

ア 常備消防車両3台の更新整備

・高規格救急自動車 3台

(富山消防署・大山消防署・大山消防署小見分遣所)

イ 非常備消防車両3台の更新整備

・消防ポンプ自動車 3台

(菟浦・水橋中部・仁歩各分団)

(4) イメージ



高規格救急自動車



消防ポンプ自動車

【消防施設整備事業費】

8 富山消防署北部出張所改築事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 365,801千円

財源内訳	市債	274,100千円
	一般財源	91,701千円

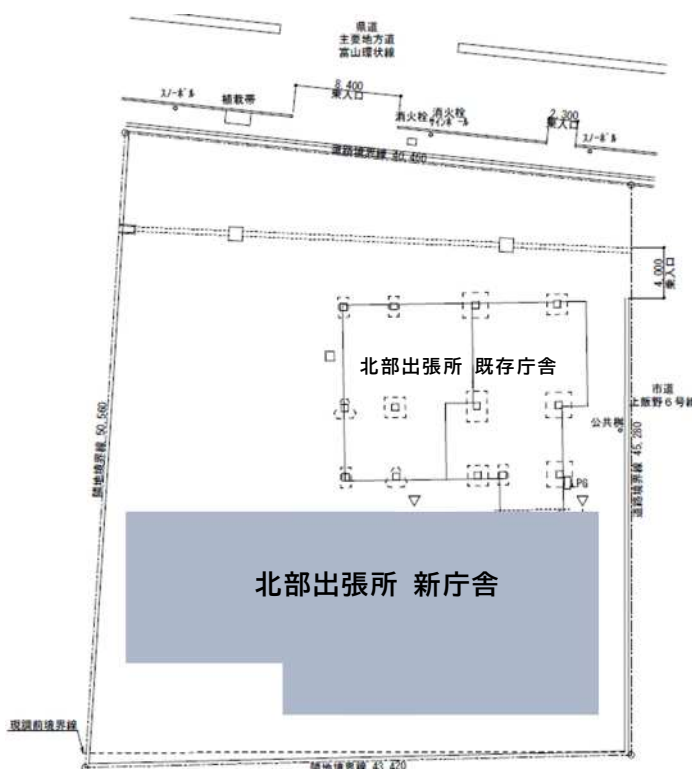
(2) 事業目的

富山消防署北部出張所は、築46年が経過し（昭和55年3月建築）老朽化が著しいことから改築し、防災拠点としての機能の向上を図る。

(3) 事業内容

令和7年度に引き続き、改築工事（2年目）を行うもの。

(4) 配置図



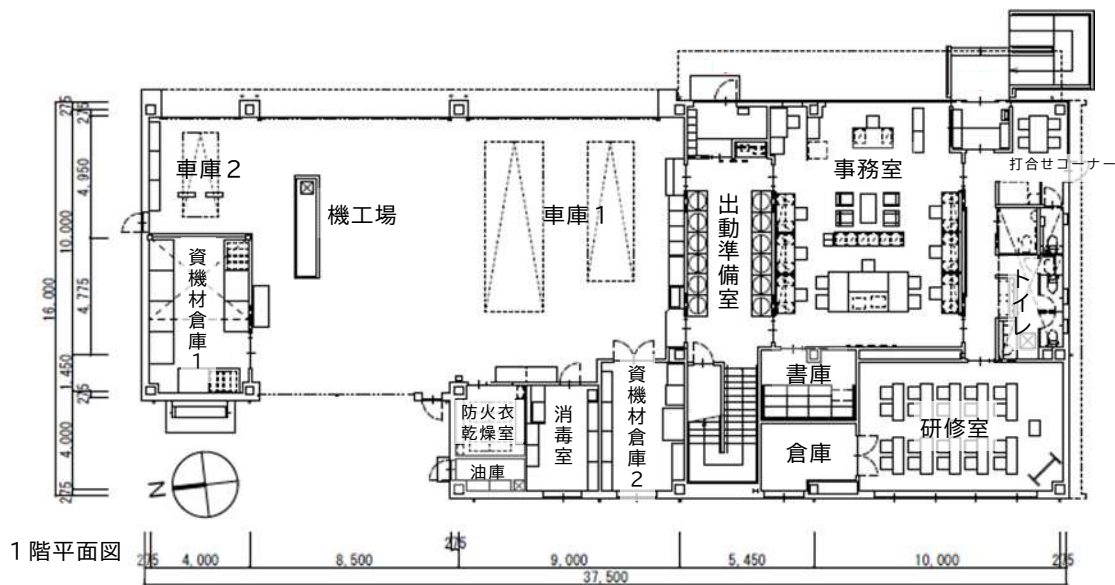
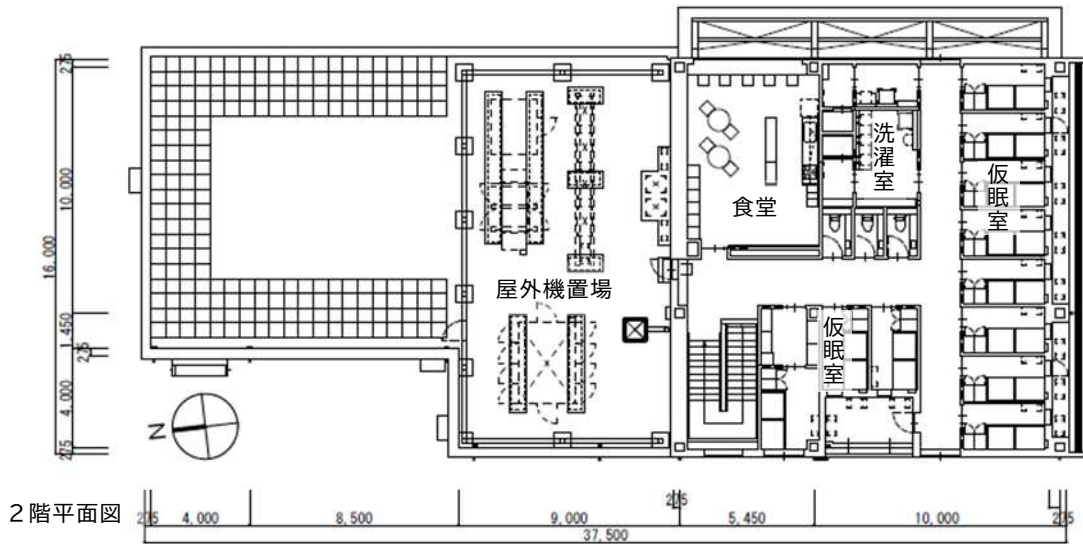
〈北部出張所 建物概要〉	
S造2階建て 延べ面積 797.88㎡	
1階	事務所 研修室 車庫 機工場 男子・女子トイレなど
2階	食堂 個室仮眠室など

〈事業スケジュール〉		
R5年度	R6年度	R7～9年度
基本設計	実施設計 解体設計含む	改築工事 解体工事

(5) 完成予想図



(6) 平面図



【消防施設整備事業費】

9 分団器具置場の改築事業について

[消防局総務課]

(1) 予算額 118,497千円

財源内訳	市債	116,400千円
	一般財源	2,097千円

(2) 事業目的

老朽化した消防分団器具置場を計画的に改築整備し、地域防災拠点機能の充実を図るとともに、地域に密着した消防団づくりの一助とするもの。

(3) 事業内容

ア 大沢野方面団船峯分団（中部・南部）改築事業

船峯分団（中部）（昭和55年10月建築 築45年）

船峯分団（南部）（昭和57年11月建築 築43年）

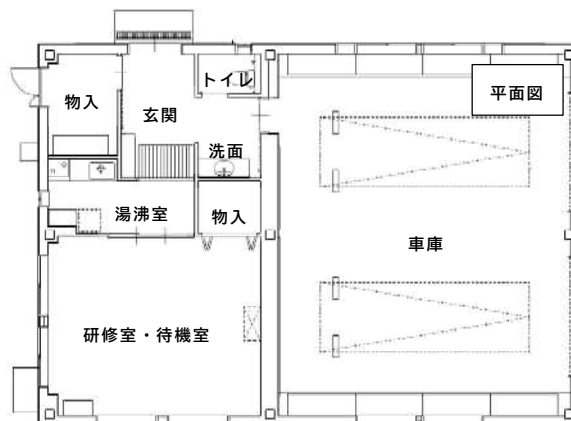
工事請負費（建設費・解体費） 104,790千円

設計意図伝達業務 1,140千円

仮分団器具置場に係る費用 487千円

庁用器具費 200千円

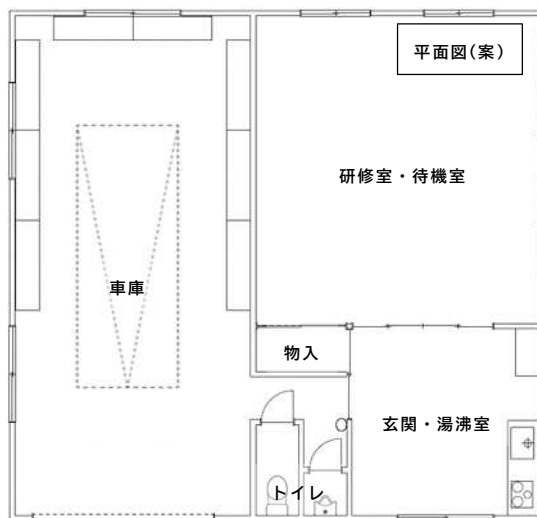
計 106,617千円



イ 北部方面団萩浦分団改築事業（昭和 55 年 3 月建築 築 46 年）

改築工事実施設計業務	3,520 千円
改築工事地質調査業務	6,800 千円
解体工事実施設計業務	1,560 千円

計 11,880 千円



10 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定の件

[消防局総務課]

(1) 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることや、給与法第11条における扶養手当の規定の改正による経過措置が令和8年3月31日に終了することに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額と扶養に係る補償基礎額の加算額について改正されることから、富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

ア 第5条第2項第1号関係及び別表

非常勤消防団員及び非常勤水防団員の補償基礎額を下表のとおりとする。

階級	勤務年数		
	(円) 10年未満	(円) 10年以上20年未満	(円) 20年以上
団長及び副団長	<u>13,340</u> (12,900)	<u>14,170</u> (13,700)	<u>15,000</u> (14,500)
分団長及び副分団長	<u>11,670</u> (11,300)	<u>12,500</u> (12,100)	<u>13,340</u> (12,900)
部長、班長及び団員	<u>10,000</u> (9,700)	<u>10,840</u> (10,500)	<u>11,670</u> (11,300)

※下線部分は改正後、括弧内書きは現行の補償基礎額。

イ 第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

ウ 第5条第3項関係

非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額を下表のとおりとする。

令第2号第3項 における号	廃止 (第1号)	第1号 (第2号)	第2号 (第3号)	第3号 (第4号)	第4号 (第5号)	第5号 (第6号)
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
(円) 加算額(日額)	廃止(100)	<u>433</u> (383)	217			

※下線部分は改正後、括弧内書きは現行の号又は加算額。

(3) 施行期日

令和8年4月1日